

市・県民税申告会場のお知らせ

市・県民税の申告書の提出は郵送が便利です!

年金所得者など所得税の確定申告が不要な方の申告会場となります。

申告相談日程

【受付場所】

橿原市役所分庁舎(ミグランズ)3階 市民税課窓口

【相談日】

2/16(月)~3/16(月) (土日祝除く)

【開設時間】

8時30分~16時30分

★駐車場の収容台数には限りがあります。予めご了承ください。

ご注意

- 所得税の確定申告をされる場合は、市・県民税の申告は必要ありません。
- 所得税の還付、納付の申告はスマホ申告や裏面の会場となります。

例えば・・・給与所得者の医療費控除の申告や年末調整の控除追加、ダブルワークの方や会社を退職し年末調整できていない方など、所得税の還付を受ける方や納付される方は、スマホ申告や裏面の相談会場となりますのでご注意ください。詳しくは裏面をご確認ください。

市民税課窓口では、以下の所得税等に関する申告相談(受付)はできません。

葛城税務署へ申告してください。

- ◆青色申告 ◆営業、不動産所得の申告 ◆贈与税の申告 ◆消費税の申告
- ◆株式や不動産の譲渡所得の申告 ◆過年分の申告 ◆住宅ローン控除の申告
- ◆第三表(分離)第四表(損失)の申告 ◆亡くなられた方の申告

また、書面による所得税の申告書の受け取り・税務署への引き渡しはできません。裏面の郵送先へ直接郵送してください。

相談日初日、2日目は大変混雑しますので、分散来庁にご協力をお願いします。また、当日の混雑状況などにつきましては、お電話でお答えいたします。お気軽にお問い合わせください。

(市民税課 TEL.0744-47-2634)

【その他ご案内】

eLTAXで「マイナンバーカード」を利用して個人住民税の申告ができるようになりました。

申告書の記載・郵送が必要ありません。

詳しくは、地方税共同機構の個人住民税申告の特設ページをご覧ください。



確定申告のお知らせ

葛城税務署

確定申告はマイナンバーカードを
利用したスマホ申告で!

確定申告相談会場

場所	【スマホ申告専用会場】 イオンモール橿原 3階イオンホール 橿原市曲川町7丁目20番1号	葛城税務署 大和高田市西町1番15号
日時	令和8年2月3日(火)～6日(金) 受付時間:10時～15時30分 ※最終日の受付締切は12時00分となります。	令和8年2月16日(月)～3月16日(月) ※土日祝日を除く 相談受付時間:8時30分～16時まで (混雑時には、早めに締め切る場合があります)
持ち物	・スマートフォン (マイナンバーカード読取対応) ・マイナンバーカード ・マイナンバーカードのパスワード2種類 ① 利用者証明用電子証明書 数字4桁 ② 署名用電子証明書 英数字6～16文字 ・利用者識別番号及びそのパスワードの通知 (お持ちの方のみ) ・確定申告書の作成に必要な源泉徴収票、収入金額や必要経費の分かる書類など ・各種控除の証明書、医療費控除の明細書等 ・還付申告をされる方は口座番号のわかるもの (通帳など)	
留意事項	【イオンモール橿原会場で申告相談できない方】 ・株式や不動産譲渡所得のある方 ・贈与税・相続税申告をされる方 ・スマートフォンをお持ちでない方	
	・イオンモール橿原会場・葛城税務署会場では、混雑緩和のため、入場整理券を配付しています ・入場整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります ・令和7年分の所得税の申告期限は、令和8年3月16日(月)です ・申告書等の控えに収受日付印の押なつは行いません	
	・葛城税務署の申告会場においては、当日受付も行っておりますが、相談枠に限りがありますので、LINEによるオンライン事前予約をご利用ください	
※事前にマイナポータルアプリをインストールしておくと申告がスムーズです。		アプリのインストールはこちらから iPhone ▶  android ▶ 



◆確定申告書等作成コーナーを利用すると…
自動計算で確定申告書を作成!

作成コーナー



《書面により申告書を提出される方へ》

申告書は、市役所や税務署等の窓口
に持参せず、右記センターへ直接郵送で
提出願います。

郵送先

〒661-8524
兵庫県尼崎市若王寺3丁目11番46号
大阪国税局業務センター阪神分室